

平成30年度第2回旭川市男女共同参画審議会 開催結果報告

日時	平成30年11月29日(木) 18:30～19:50
場所	旭川市総合庁舎 議会棟2階 第4委員会室
出席者	委員 9人 青山委員, 上島委員, 後藤委員, 境野委員, 嶋崎委員, 鈴木委員, 谷委員, 羽柴委員, 西田委員 (50音順) 事務局 6人 総合政策部 黒蕨部長, 矢萩男女共同参画担当課長, 山下 子育て支援部 竹内次長, 田村課長補佐, 藤澤
欠席者	委員 3人 伊藤委員, 笠井委員, 佐々木委員 (50音順)
傍聴者	0人
資料1	第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)
資料2	第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に基本計画の策定について
資料3	第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案) 概要版

会議内容

議題

- (1) 第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)について
- (2) その他

1 開会

総合政策部長：(挨拶)

本日は、お忙しい中また寒い中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、議題にもございますとおり「第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」の案につきまして、御審議をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

少しこの取組につきまして、経過を御説明させていただくと、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律というものが制定されまして、それ以降、本市におきましても、DV被害者からの御相談や、被害者の御支援を行

ってきたというところでございます。その後、平成20年に法律が改正されまして、関係の基本計画の策定が市町村の努力義務として規定されたことを受けまして、平成21年に、この計画の第1次計画となる、「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定したところであります。

その後、平成26年に第2次の基本計画を策定し、現在はこの計画に基づきまして、関係の団体、機関の皆さんと連携しながらいろいろ取組を進めさせていただいているという状況でございます。第2次の基本計画は期間が今年度までということになっております。この取組につきましては、まだまだ推進しなければならないことが多々ございますので、来年度以降の5年間の計画をしっかりとつくって取組を推進していきたいと思っており、今回、計画案について御審議をお願いしたいというような経過でございます。

DVというものは大変重大な人権侵害というようなことにもなりますし、私どもが進めております男女共同参画社会の実現についても、大きな阻害要因になります。また子どもにとっては、心理的な虐待になる行為でもあるという、様々な影響を及ぼすものがございますので、ぜひこの第3次の基本計画を策定いたしまして、DVの根絶を目指して、また皆様と一緒に、取組を推進していきたいと思っておりますので、引き続きの御協力もお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

事務局：

- ・欠席の委員の報告。
- ・12名中9名の出席であり、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則第11条第2項の規定により会議が成立していることを報告。
- ・事務局職員の紹介。(総合政策部及び子育て支援部)

事務局：(資料確認及び訂正箇所の報告)

2 議題

(1)第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)について

会長：議題(1)第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画(案)について事務局から説明をお願いしたい。

事務局：(資料2に基づいて趣旨や考え方を説明。資料3(概要版)に基づいて計画の内容を説明)

会長：各委員から何か質問、意見はあるか。

会長：意見等がないようなので、私の方から質問したい。まず、資料1、9ページの「(3)暴力被害の内容」で、平成29年度の旭川市配偶者暴力相談支援センター(以下「配暴センター」という。)における暴力被害の相談内容として、子育て支援課にある配暴センターの状況が載っているが、センターはできて何年か。

事務局：平成２２年に開設した。

会長：平成２２年からということであればそれほどの歴史ではないと思うが、警察への通報が増えており、身体的暴力の割合が増えているとのことだったので、配暴センターにおける相談内容の推移があるといいのではないか。

事務局：北海道警察と配暴センターで受けている平成２２年度から２９年度までの相談内容の推移を掲載するということか。

会長：身体的暴力がそこまで増えているのか、その辺のところを知りたかった。内訳にあまり変化がなければ掲載しなくてもいいと思うが、変化があるなら見たい。

事務局：配暴センターに相談のあった被害内訳の経年変化を見ると、身体的暴力の部分が割合として突出して増えていることはないと思う。受付件数自体も横ばいで、相談のあった被害内容の割合もそれほど大きな変化はない。一番多いのは精神的暴力、次いで身体的、子どもを利用した暴力という順位付けはそんなに変わらない。経済的暴力と子どもを利用した暴力の順位が変わることはあるかもしれないが。

会長：了解。

事務局：平成２０年の件数は９３件。以降１００件前後で、２６年が６３件、２７年が８６件、２８年が７１件、２９年が８６件ということで、配暴センターが受けた件数は、横ばい。

会長：件数に関しては了解。

副会長：直接現場で見ていると警察への相談が多くなったというのは、警察は身体的な暴力について特化して相談を受けるため。私達民間支援団体が受ける相談については、身体的暴力よりむしろ言葉による暴力や経済的暴力だが、とても深刻なものを感じる。それに時々身体的な暴力が付いてくる。加害者の方も情報によって知識を得ており、身体的暴力は目に見えるので避けているのではないかと思う。私達民間支援団体への相談は、精神的な暴力の方が件数的には多い。ただ、統計の視点によって見え方が違うと感じる。

会長：統計データを見ると、警察への件数が増えているので、この後にどこにつながっているのかが知りたくなる。

事務局：近年、警察では凶悪化する前に相談してほしいとアピールしているため、警察への相談件数が増えており、その分、配暴センターへの相談件数が減っていると、北海道も言っている。補足だが、警察がDV案件として受け付けるのは、身体の暴力と脅迫のみ。精神的暴力や経済的暴力は取り扱わない。警察への相談件数の増は

全部身体の暴力と脅迫の増加を表している。

委員：8ページの警察の相談受理事件数は北海道警察のものだが、旭川市内だけの件数はどうか。

事務局：北海道警察は北海道全体の数字は公表しているが、旭川だけの数字は公表していない。口頭で聞いたが、旭川においてもやや右肩上がり。

副会長：先日も旭川東警察署管内の被害者支援の集まりに参加したが、警察は相談の緊急性に応じてホテルの宿泊代を出す等、DV防止法が出来た2001年以降、手だてを考えていると強調していた。そのため、ここ数年警察からの依頼で被害者の方をシェルターに保護するという例が結構増えている。警察で相談を受けた後、どこかにつながっているかということだが、市の配暴センターにつながっている。

委員：配暴センターはどこにあるか。電話受付だけか。

事務局：旭川市役所の子育て支援部の中。電話だけでなく窓口対応もする。

委員：市民のための配暴センターだと思うが知られていないと思う。暴力被害の相談の内、被害者本人と関係機関からの相談はどちらの割合が多いか。

事務局：基本的に相談窓口というのは、相談者本人からの相談しか受け付けない。7ページに掲載している配暴センターにおける相談件数は、本人からの相談件数。女性トイレに相談窓口をお知らせするステッカーを貼ったりもしている。

委員：市外でも旭川の配暴センターに相談して良いか。

事務局：市の配暴センターは基本的には市民のための相談窓口。

委員：配暴センターは各市にあるのか。町の場合はどこか。

事務局：各市にある。町については、この近郊なら上川総合振興局に窓口がある。計画案にも掲載しているが、どこに相談したらよいかわからない市民がいることを課題と考えている。相談の場所があることをきちんと啓発し、そこにつないでいく必要がある。これからも一層周知に努めなくてはならないと感じている。

委員：ポスターやトイレのステッカーもそうだが、関係機関の強力な結び付きや協力が不可欠。

事務局：広く知らしめるというよりは可能性があるところにしっかりと情報を伝えていくのが大事だと考えている。あまり大々的にすると加害者も知ることになり、それだけ被害者を危険にさらすという側面もある。

委員：被害者は女性ばかりなのか。

事務局：男性被害者ももちろんいる。男性の方が打ち明けられず被害が深刻になるというケースもある。市の配暴センターに男性から電話がくることもある。加害者のなりすましのリスクがあるので、男性相談員がいる男性専門相談窓口を作るのが望ましいが、体制的に難しい。男性からの相談があった場合は、北海道に男性専門相談窓口があるので案内している。

副会長：実際、旭川市の配暴センターに男性から相談が来たことはあるか。

事務局：年に2、3件ぐらいはある。計画書の17ページに記載しているが、DVに関する正しい知識の普及ということで、「女性から男性への暴力もDVになる」ということも知らせていく必要があると思う。「DVは女性しか被害者がいない」と自分の受けているものがDVだと気づかない男性の被害者もいるので、お知らせしていく必要はある。

会長：相談の中に、加害者からの相談はあるか。

事務局：加害者からの相談はない。やはり加害者は自分のことを正当化することが多いので、相談してくることはほぼないと思う。民間支援団体ではどうか。

副会長：22年やっているが加害者からの相談はない。

事務局：東京や大阪等の都市部でも加害者の更生プログラムをやっているところがあるが、なかなか難しいとのこと。被害者プログラムは上手くいくというデータがあるようだが加害者はどうしても続けて参加しない。

副会長：20年前以上前に、サンフランシスコに研修に行った時、アメリカでは加害者更生プログラムを受けることが義務付けられていて、それをしないと収監される法システムがあると聞いたが、日本ではなかなか加害者の更生プログラムは馴染まないようだ。なんだかんだいってもやっぱり男性上位の国なのだと思う。夫婦の更生プログラムをやろうとしている方は市内にいる。

委員：警察の受理件数が増えているというデータがあると思うが、相談の入口としては警察の方で把握していて、その後どういう流れになって行くかが重要。警察から旭川市に対してどういう形で連携しているのか。

事務局：モラハラ的な精神的暴力での相談は、配暴センターや民間支援団体に被害者の方をつないでもらい、話を聞き、今後の身の振り方や対応の相談を受けたりしている。警察と市の配暴センターが連絡して、被害者を一時保護するという場合もある。身体的暴力を警察に相談し、加害者から逃れた被害者が、生活を立て直そうと

する時は、市に相談いただき、生活保護や就業の相談等を受けている。高齢者の方で、認知症が起因して暴力を振るう場合もあり、警察の方から市の地域包括支援センターにつなぐケースもある。

副会長：最近、社会情勢が少しずつ変わってきて、シェルターへの入居希望者が減っている。それは携帯を預けなければならないとか、仕事に行けなくなるとか、子どもが学校や保育所等に一時的にでも行けなくなる等が大変ネックになっているため。委員の皆様は、シェルターを利用するに当たって、様々な規制や制限があることをどう思われるか。

委員：私の友人もしばらく連絡がとれないなと思ってたら、夫からDVを受けており、子どもを連れてシェルターに入っていた。何年かして離婚が成立、やっと落ちつく生活ができた時に初めて「実はこういうことがあった」と知らせてきた。子どもには暴力は振るわないが、暴力を振るわれる母の姿を子ども達は見ていたそうだ。私の近くにもそういう人達がいたんだなと思った。相談したくてもできなかったのは、夫から私の方にも何かあったら困ると思ったからと聞いた時、相談してくれてもよかったのにもと思った反面、無知な状態では何も答えられなかったのではないかと思った。

副会長：当事者は本当に相談できない。親しい人には特に。相談窓口に来てからがスタート。相談窓口にいかに導いていくかが支援する側として、一番やらなければならないこと。

委員：私の友人もシェルターの話はどこで聞いたのかは分からないが、誰か周りの人が教えたのだと思う。

副会長：子どもの見ている前で暴力を振るっていたということだが、子どもの前でDVを行うのは児童虐待になる。

会長：一時保護を嫌がる一番の理由はやはり携帯電話なのか。

副会長：そればかりではないが、シェルターについて問い合わせがあった時、「シェルターは安心安全が第一なので携帯も預かるし、仕事を持っている方は仕事も一時的に休むなりやめないとならない、お子さんも学校に行けない」と話をすると、「少し考える」と言って、またかけてくる方もいるが、そのままになってしまう場合もある。

会長：今は仕事の問題が大きいのでは。

副会長：離婚して、夫から離れて自分がどうやって自立していくか、経済的な部分で不安になるので、仕事もネックになるかもしれない。今話したシェルターを利用する時の携帯電話の使用や仕事についての制限は、配暴センターとの委託契約の仕様

の中に入っている。加害者が職場に押しかけたりとか、子どもの学校に行ったりとか、保育所に行って子どもを連れてくるとか、様々な危険があるので、シェルターに入る時は、外との接触が制限されるのは当然。ただ、社会的に様々な状況があり、最近、被害者のニーズとの行き違いが目立つと感じている。委員の皆様周りにも、DV被害者がいるというお話があったので、皆様はどう感じるか。

事務局：自身が被害者でなくても、DVの正しい知識を皆さんが身につけて、相談された時に「ここに相談したら良い」と言える人が増えれば、相談窓口につながる被害者の方も増えると思うので、広く、また、特に見つけやすい立場にある方に、知らせていくのが大事だと考えている。

副会長：最近若い夫婦のDV相談が結構続いた。お子さんがデイサービスに通ってる先の職員が「お母さんから相談されたが、どうしたらいいか」と、相談の電話をかけてくれた。昔はなかったが最近そういうところからの相談が増えている。計画案にもあったが、若い人達もそういう知識を持っていることが必要。デートDVはDVに繋がると言われているので、市は、教育委員会も含めて中学校あたりから啓発をやってもいいのではないかと思う。昨年、苫小牧で開催された日本女性会議で、苫小牧の市内全中学校がデートDVの講座をやったという報告があり、旭川でできないか考えた。啓発活動の中でそういうことができればいいと思う。

事務局：高校は何件か申し込みがあってデートDVの出前講座を実施している。今日も看護学校で講座があった。出前講座は今後も宣伝を行い、多くの学校で受講してもらえるようにしたい。

副会長：中学生向け、高校生向け、小学生向けも出来る。是非中学校ぐらいから、啓発をお願いしたい。

委員：シェルターの在り方は、私も専門的な知識がないので、被害者の人達が何を求めているのかわからないが、シェルターに入るということはよほどのケースだと思うので、今のままの形のシェルターは絶対的に必要だと思う。また、何がDVなのか、どこまでがDVなのかが難しく、相談窓口が果たす役割も大変重要と考える。

副会長：DVを受けたからシェルターということではなく、中間的なものがほしい。いじめと一緒に、本人が対等な関係じゃないと思ったらDV。殴る蹴るばかりではなく相手を貶めたり、仕事に行くのをやめさせたり、社会とのつながりを絶ったり、様々な手段を使って相手を支配するのが、DV。支配して、対等じゃなくして、自分が少しでも優位に立つというのが、加害者側の心理。

委員：全部の学校で教えてほしい。知ったり勉強したりする機会が被害者を救うことになると思う。

副会長：函館の方のシェルターでは、セカンドハウスを持っている。そこからは学校

も仕事にも行ける。ある程度安全性が確保された人に限って入っている。シェルターに入ったから解決して、次の道へ進める人の方が多分少ない。それまで仕事をしてないと明日からどうやって生きていこうと考え不安になり、結局夫の元へ帰ってしまう人もいる。

委員：配暴センターの相談員は、市の職員か。

事務局：市の嘱託職員。女性相談員が3名。

委員：専門家がそれ教育を受けて専属にやってるのか。

事務局：研修を受けたり、カウンセラーの資格持っていたり、ケアマネージャーの資格持っていたり様々。

副会長：やはり啓発が大事。市の方で、啓発に力を入れてほしい。

会長：他に何か意見等はあるか。

委員：一同特になし

会長：それでは、今出た意見を踏まえてパブリックコメントに係る計画案を作成していただきたい。

議題2のその他で委員から何かあるか。

委員：一同特になし

事務局：今回の意見を踏まえ、この計画案について、大きく変えなければならないという部分はなかったと考えている。啓発については計画案に既に記載しているが、一層頑張っていかなければならないと本日感じたところ。計画案は、この後調整し、12月21日から1月31日の期間でパブリックコメントにかける。実施前に委員の皆様には、計画案を送付予定。パブリックコメントが終了したら、意見を反映して、3月末までに、第3次計画を策定したいと考えている。パブリックコメントの結果や第3次計画も、委員の皆様へ送付する。次の審議会は、来年の夏になると思うので、そのときはまた日程調整する。

以上